

土木工事標準積算基準書

(共通編)

第 I 編 総則

第 II 編 共通工

第 VI 編 土木工事標準単価
及び市場単価

令和 6 年 8 月

(令和7年6月一部改定)

広島県

別表第1 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、 G_p ：一般管理費等率 (%)
 C_p ：工事原価 (円)

- (注) 1. G_p の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。
 2. 対象とする工事原価については、「第2章 2)間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 2)間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

- (注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（建設工事請負契約約款第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

- (注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。
 設計金額（消費税等を含む。）が250万円以下の請負契約
 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

↓

(令和7年6月一部改定)
 設計金額（消費税等を含む。）が400万円以下の請負契約